

保護者の皆様へ

－ 園舎の耐震性と津波への対応について －

(第一版 平成 23 年 12 月 7 日)

はじめに

1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大地震では多くの方が亡くなられ、その後も行方不明のままの方も大勢いらっしゃいます。亡くなられた方やご遺族の方々に、深く哀悼の意を捧げます。

当園では、毎年行っている火災や地震に対する防災訓練に加え、園舎の施工会社の設計部より耐震設計についての連絡書を入手したり、津波の発生を想定した地区の総合防災訓練に参加したり、地区の自主防災会の担当者の方と打ち合わせをもったり、いくつかの取り組みを行って参りました。

『耐震設計についての連絡書』の要点を保護者の皆様にご紹介しつつ、津波への対応（行動指針）についてご案内し、もしもの場合の道標となればと願っております。

1. 耐震設計

『震度6強～7程度*の大地震に対しても、建物が即時の倒壊や崩壊をしない設計となっております。』（施工会社からの連絡書より抜粋）

* 阪神淡路大震災：1995年1月17日、震度7、マグニチュード7.2（同書より抜粋）

1981年に大きな改正がありました建築基準法(同施工令)は、阪神淡路大地震を受けて1995年および2000年に改正が行われました。当園の園舎は2005年に建設されており改正後の建築物にあたり、地区の一時避難場所の指定も受けております。

2. 津波への対応

(条 件)

南海地震津波について現在愛媛県が公表している到達時刻は、木の実幼稚園が所在する市区町村である松山市（松山港）を観測地点とし、以下の通りです。

- ・地震発生から第一波の到達時刻 ⇒ 132分（2時間12分）
- ・地震発生から50cmの水位上昇の時刻 ⇒ 205分（3時間25分）

愛媛県の情報掲載場所（URL）

<http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/150kikikanri/00004614040329/bousaikeikaku.html>

(行動指針)

- ・津波注意報発令時 ⇒ 点呼および避難準備を行い、余震および津波警報発令に備える。
- ・津波警報発令時 ⇒ 点呼および避難準備を行い、速やかに避難場所へ移動を開始する。

(避難場所)

垣生中学校： 園より約 1,000m 直線距離ではなく移動距離

避難場所の選定にあたっては、地区の自主防災会との打ち合わせの上、以下の点を考慮に入れました。

- ・地区の指定避難場所である
- ・3階以上および屋上の退避スペースがある
- ・幹線道路に近い
- ・以上の条件を考慮に入れたとき、移動距離（移動時間）が短い場所とする。

(避難ルート)

2011年10月末に開催された垣生地区総合防災訓練で採用したルートに付随する避難ルートとする。

避難ルートの選定にあたっては、以下の点を考慮に入れるものとする。

- ・車が離合できる道幅が確保されている道路
- ・建築物の倒壊、火災が発生している場合に回避・迂回ルートが確保される道路
- ・以上の条件を考慮に入れたとき、移動距離（移動時間）が短いルートとする。

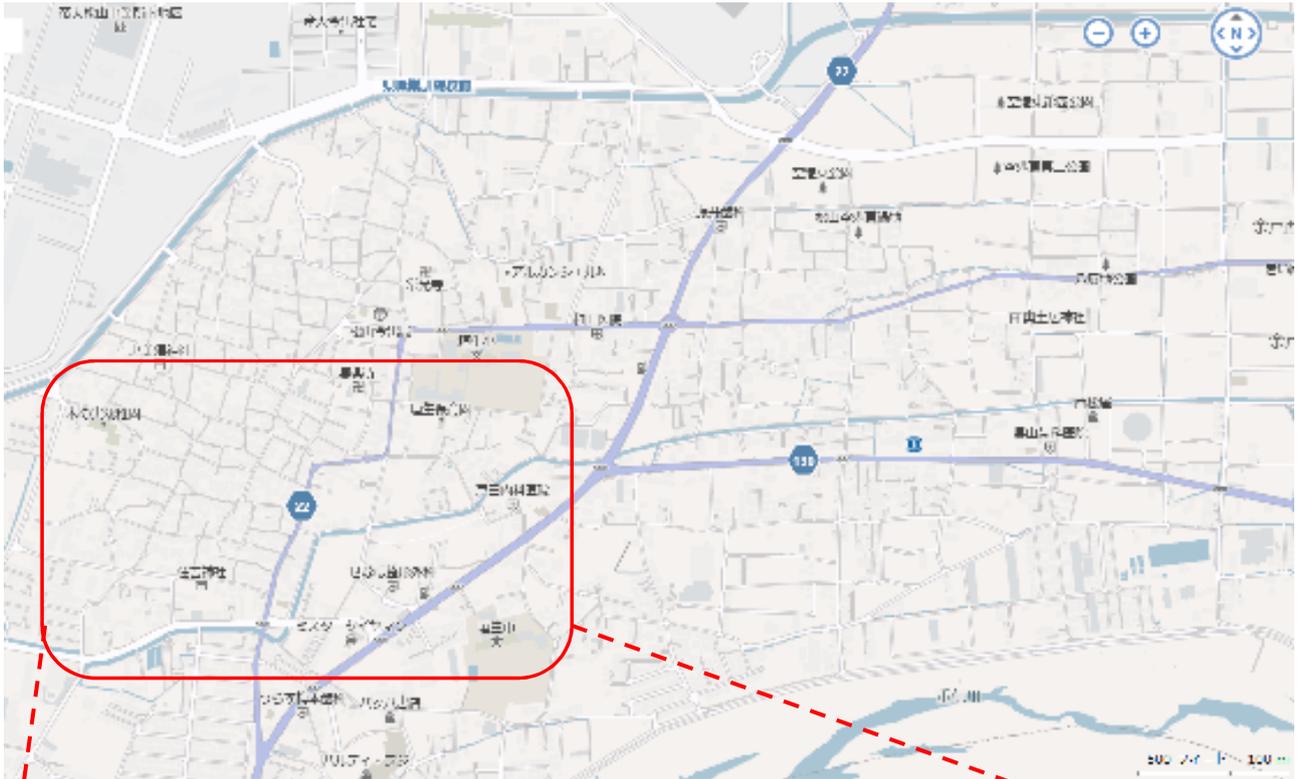
(避難方法)

避難方法は原則徒歩とする。但し、バスの利用が可能な場合にはバスでの移動を優先する。

この『1. 耐震設計』および『2. 津波への対応』は、変更・拡充の都度版を改定し、保護者の皆様へお届けするものとします。また、施工会社からの連絡書は園に保管し、保護者の皆さまより希望があった場合には園にて原本をご覧頂けるよう開示します。

尚、今年の7月1日付で配布された『警報時の対応について』の中に、津波発生時の避難場所について触れられておりますが、津波警報発令時の避難場所および行動指針は、今回のこのお手紙（園舎の耐震性と津波への対応について（第一版））を優先し、今後適切に更新をかけてまいります。

<参考：避難場所と避難ルート>



(以上)